

○国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程

〔令和 3 年 6 月 2 4 日〕
法人規程第 3 5 号

国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国際産学連携本部規程（平成 2 6 年法人規程第 4 6 号）第 2 1 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における大学発ベンチャーへの円滑かつ適正な支援を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この法人規程において「大学発ベンチャー」とは、出資者の責任の範囲が有限責任の形態による企業のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、国際産学連携本部の本部長（以下「本部長」という。）が認めたものをいう。

- (1) 筑波大学で達成された研究成果に基づく特許又は新たな技術若しくはビジネス手法等を含むノウハウを事業化する目的で新規に設立されたもの
- (2) 筑波大学以外の技術又はノウハウを事業化するために設立されたものであって設立後 5 年以内に筑波大学と共同研究等を行ったもの
- (3) 既存の事業を維持させるため又は発展させるために設立されたものであって設立後 5 年以内に法人から技術移転等を受けたもの
- (4) 法人から出資があるもの
- (5) 筑波大学の学生が起業したもの
- (6) 法人の職員若しくは職員であった者又は筑波大学の卒業生若しくは修了生が起業したものの
- (7) その他本部長が法人又は筑波大学と深い関連があると認めたもの

(支援の内容等)

第 3 条 法人は、第 6 条第 1 項の規定により支援を決定した大学発ベンチャーに対し、「筑波大学発ベンチャー」の称号を授与する。

- 2 法人は、前項の称号の授与のほか、当該大学発ベンチャーに対し、法人の資源を活かした支援を行うことができる。
- 3 法人は、当該大学発ベンチャーに対し、前項の支援の内容に応じた対価を要求することができるものとする。
- 4 法人は、大学発ベンチャーが「筑波大学発ベンチャー」と称したこと及び第 2 項の支援を受けたことによって生じた損失若しくは損害又は企業活動によって生じた損失若しくは損害について、いかなる責任も負わないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、支援の内容等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(支援の要件)

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項の支援を希望する大学発ベンチャーは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 法人に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 法人の職員が起業したものにあっては、国立大学法人筑波大学職員兼業規程（平成19年法人規程第21号）その他の法人規則等に規定する所要の手続、承認等が適正になされていること。
- (5) 財務状況が健全であること。

（支援の申請）

第5条 第3条第1項及び第2項の支援を希望する大学発ベンチャーは、別に定める様式により本部長に申請しなければならない。

（支援の決定等）

第6条 本部長は、前条の申請があったときは、第4条に規定する要件を踏まえ、支援の可否を決定するものとする。

- 2 本部長は、前項の規定により支援の可否を決定したときは、その旨を記載した文書により、当該大学発ベンチャーに通知するものとする。

（報告等の義務）

第7条 法人から支援を受けている大学発ベンチャーは、第5条に規定する申請の際に届け出た事項等について変更等があった場合には、その旨を本部長に報告しなければならない。

- 2 法人から支援を受けている大学発ベンチャーは、法人から求めがあった場合には、本部長に対し、事業報告書、収支決算書等を提出しなければならない。
- 3 法人から支援を受けている大学発ベンチャーの代表者等又は清算人は、当該大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に規定する解散をした場合
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定がなされた場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の決定がなされた場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の決定がなされた場合
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に規定する不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に規定する罰則が確定した場合

（支援の決定の取消し）

第8条 本部長は、法人から支援を受けている大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - (2) 法人の社会的信用を失墜させる行為を行った場合
 - (3) 企業活動の実態がなくなった場合
 - (4) その他支援を継続することが適当でないと本部長が認めた場合
- 2 前項柱書の規定にかかわらず、本部長は、法人から支援を受けている大学発ベンチャーから支援の解除に係る申出があった場合には、当該支援の決定を取り消すものとする。

(事務)

第9条 大学発ベンチャーの支援に関する事務は、産学連携部産学連携企画課が行う。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、大学発ベンチャーの支援に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、令和3年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程の施行の日前において法人から大学発ベンチャーの支援を受けている大学発ベンチャーについては、国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の規定により支援の決定を受けたものとみなす。